

《首長たちは今》

子ども・被災者支援法の基本方針に異議あり

脱原発をめざす首長会議のメンバーである根本崇・千葉県野田市長は10月1日、「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針（案）に関する要望書を復興庁へ提出した。

なぜ復興庁へ要望書を出したのか。そして今、閣議決定された基本方針など政府の対応をどう感じているのだろうか。

*写真は復興庁に提出された要望書の一部

「被災者支援法の基本方針 なぜ私は要望書を出したのか」

千葉県野田市長 根本崇

放射能汚染対策を難しくしている原因の一つとして、国がいう対策の必要な数値が揺れ動き、市民は何を信じていいかわからず、不安が増幅してしまったことがあげられる。

このことを踏まえ、支援法は、原発事故により放出された放射性物質による放射線が、人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていないことにより、一定以上の放射線量が計測される地域に居住していた者が健康上の不安を抱えていることから、その解消のために幅広い支援を行なうことを目的として制定された。

重要なのは一定の数値が市民の納得のいくものでなければ不安の解消にはならないということである。

ところが、国会の議事録を見ると提案者の答弁は各党で微妙に異なり、また、条文の文言にも微妙な表現の違いがある。

このままでは、施行をまかされた行政の意のままになり、対象が狭められてしまう。そうさせてはいけない。

基本方針案のパブコメで、私は「『不安の解消』を中心に基準を考えるべきである。不安を感じている人がいて、しかも、不安を解消できる科学的な説明ができないことから作られた法律である以上、基準は考えうる一番厳しい1ミリシーベルト

とすべきである」と申し上げた。

残念ながら意見は採用されなかった。閣議決定された内容では、法の意図する市民の不安の解消にはならない。今後も不安の解消のために支援地域の拡大を強く訴えていきたい。



要 望 書

先に示された「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）」に係るパブリックコメントにおいて、別紙のとおり意見を提出しておりますが、下記事項について改めて要望いたします。

記

- 1 年間放射線量が1ミリシーベルトを超える『汚染状況重点調査地域』は全て「子ども・被災者支援法（以下「法」といいます）」の定める『支援対象地域』に指定すること

基本的な方針（案）Ⅰにおいて、法第8条に規定された「支援対象地域」と、それに準じる「準支援対象地域」に講じる施策を施策ごとに定めることとし、Ⅱにおいて、支援対象地域については、年間積算線量20ミリシーベルトを基準とし、基準の年間積算線量に達するおそれのある地域と連続しながら20ミリシーベルトは下回るが相当な線量が広がった地域としている。

しかしながら、いわゆる「子ども・被災者支援法」は、その目的として、被災者が健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること、及びその支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑みて被災者支援を行うこととしている。

そもそも住民が感じている健康上の不安は、放射性物質による放射線が人に及ぼす健康について科学的に十分解明されていないこと及び大変失礼ではあるが政府の情報に対する市民の信頼感が揺らいでいることに原因があると思われる。その不安を解消するための法律であるからこそ法第1条の目的の規定があるのであり、法律が議員立法として成立したのではないか。その趣旨からして、法第8条第1項の支援対象地域を定める一定の基準は限定的に考えるべきでなく、不安を感じている住民が居住する地域を幅広く捉えるべきであると考えます。